

# 測 量 委 託 共 通 仕 様 書

## 第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、明石市総務局財務室管財担当が実施する測量委託に適用する。
2. 設計図書および特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

## 第2条 作業実施

測量作業は、兵庫県の定める公共測量作業規程及び同規定に係る運用基準（以下「規程」という。）により実施するものとする。

## 第3条 用語の定義

監督員、指示、承諾、協議、設計図書とは次の定義による。

- (1) 監督員 主任監督員、監督員を総称していう。
- (2) 指示 発注者側の発議により監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- (3) 承諾 受注者側の申し出た事項に対して監督員が了解することをいう。
- (4) 協議 監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 設計図書 金抜設計書、本仕様書および特記仕様書をいう。

## 第4条 疑 義

受注者は、測量作業実施にあたり設計図書等に疑義を生じた場合は、監督員と協議のうえ実施するものとする。

## 第5条 測量の基準

この測量に使用する測量の基準は「規程」第2条に規定するものまたは監督員の指示によるものとする。

## 第6条 支給材料および貸与

1. 受注者は支給材料および貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
2. 受注者は、作業完了時には支給物品清算書をすみやかに監督員に提出しなければならない。

## 第7条 作業確認

受注者は、主要な測量作業段階のうち特記仕様書またはあらかじめ監督員の指示した箇所については、監督員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

## 第8条 検 査

受注者は既済部検査および完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

## 第9条 作業管理

1. 受注者は、作業実施にあたり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行なわなければならない。

2. 測量現場が隣接し、または同一場所において実施する別途測量がある場合には常に相互協調するとともに成果の照合を行なわなければならない。
3. 受注者は、測量実施にあたり水陸交通の妨害または公衆に迷惑をおよぼさないよう努めなければならない。
4. 受注者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

#### 第10条 土地の立入

1. 受注者は、測量実施にあたり国、公有または私有の土地に立入る場合は関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
2. 受注者は、測量実施にあたり宅地または、かき、さく等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは監督員と協議するものとする。

#### 第11条 土地の使用等

受注者は植物、かき、もしくはさく等の伐除または土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者または占有者の承諾を得て行うものとする。この場合に生じた損失は、特記仕様書に示す他は原則として受注者が補償するものとする。

#### 第12条 関係行政機関その他への手続き

1. 受注者は、測量実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督員と打合せのうえ受注者において迅速に処理しなければならない。
2. 受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するときまたは交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

#### 第13条 提出書類

1. 受注者は、特記仕様書および監督員の指定する書類の他、別に示す様式により、契約後、関係提出書類を監督員の確認を経て、遅滞なく提出しなければならない。
2. 指示、承諾、および協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

#### 第14条 成果品

1. 成果品は「規程」に定めるものの他、特記仕様書によるものを提出するものとする。
2. 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

#### 第15条 再測量

受注者は、作業完了後3年以内に測量成果に誤りが発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担においてただちに再測量を行い、その誤りを訂正するものとする。また、工事施工前に分割点の位置に一時標識が不明または亡失した場合は、工事施工の際、立会すること。

#### 第16条 境界立会い

1. 受注者は、関係人の立会いを得た場合は、筆界確定書または実測平面図に確認を行ったものの署名押印を求めるものとする。  
なお、各境界点に略図で横断図にその位置を図示するものとし、必要に応じて筆界点

と近傍の恒久目的物との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。

2. 受注者は、前項の確認が得られた場合は、速やかに発注者に報告するものとし、確認が得られない場合は、発注者の指示を受けるものとする。

#### 第17条 対面同意

国土調査図、字限図等の公図と現状とが違う場合若しくは狭水路等の場合または発注者が指示する箇所については、対面同意を得るものとする。

#### 第18条 地積測量図

地積測量図および土地所在図は、地積測量図等作成要領により作成するものとする。

#### 第19条 進捗状況の報告

受注者は、作業実施状況を適時報告すること。